

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

本則関係

別表の欄中の金額を改める例 1 ページ

附則関係

附則第一項の例 1 ページ

附則第二項の例 1 ページ

理由関係 1 ページ

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

本則関係

別表の欄中の金額を改める例 2 ページ

附則関係

附則第一項の例 2 ページ

附則第二項の例 2 ページ

理由関係 3 ページ

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十八号）

【本則関係】

別表の欄中の金額を改める例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十八号）

別表報酬月額の欄中「二七七、三〇〇円」を「二七七、六〇〇円」に、「二五五、一〇〇円」を「二五六、三〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」に、「二一三九、四〇〇円」を「二四〇、八〇〇円」に、「二三三、四〇〇円」を「二四〇〇円」に改める。

【附則関係】

附則第一項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正

する法律（令和元年法律第五十八号）

（施行期日等）

附

則

この法律は、公布の日から施行し、この

法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十八号）

附

則

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正

する法律案（令和元年・第二百回国会提出）
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官
の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一一部を改正す
る法律

【本則関係】

別表の欄中の金額を改める例

○ 檢察官の俸給等に関する法律の一一部を改正
する法律（令和元年法律第五十九号）

別表俸給月額の欄中「二七七、三〇〇円」
を「二七七、六〇〇円」に、「二五五、一
〇〇円」を「二五六、三〇〇円」に、「二
四六、二〇〇円」を「二四七、四〇〇円」
に、「二三九、四〇〇円」を「二四〇、八
〇〇円」に、「二三三、四〇〇円」を「二
三四、九〇〇円」に、「二二二、一〇〇円」
を「二二三、六〇〇円」に、「二一四、三
（給与の内扱）

【附則関係】

附則第一項の例

○ 檢察官の俸給等に関する法律の一一部を改正
する法律（令和元年法律第五十九号）

附則（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この
法律による改正後の検察官の俸給等に
する。規定は、平成三十一年四月一日から
する。

附則第二項の例

○ 檢察官の俸給等に関する法律の一一部を改正
する法律（令和元年法律第五十九号）

附則（給与の内扱）

2 新法の規定を適用する場合においては、

この法律による改正前の検察官の俸給等に
関する法律の規定に基づいて支給された俸
給その他の給与は、新法の規定による俸給

その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律案（令和元年・第二百回国会提出）
一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官
の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。